

備品出納簿の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容												
春日丘高等学校	<p>寄附採納を受けた下記物品について、備品出納簿に消費税相当額が含まれずに登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="430 541 1576 772"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 541 638 615">正</th> <th data-bbox="647 541 804 615">誤</th> <th data-bbox="813 541 982 615">品種</th> <th data-bbox="991 541 1219 615">品目 商品名</th> <th data-bbox="1228 541 1486 615">受払日</th> <th data-bbox="1495 541 1576 615">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 621 638 772">286,000円 (内消費税額 26,000円)</td> <td data-bbox="647 621 804 772">260,000円</td> <td data-bbox="813 621 982 772">家具什器類</td> <td data-bbox="991 621 1219 772">その他器具類 スタンドセット</td> <td data-bbox="1228 621 1486 772">令和3年2月26日</td> <td data-bbox="1495 621 1576 772">1</td> </tr> </tbody> </table>					正	誤	品種	品目 商品名	受払日	数量	286,000円 (内消費税額 26,000円)	260,000円	家具什器類	その他器具類 スタンドセット	令和3年2月26日	1	<p>速やかに備品出納簿の登載内容を修正するとともに、今後は大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第80条関係 2 出納員は、物品を受入れ、又は払い出すごとに物品出納簿の整理をすることを要し、物品の種類、性質、用途等を考慮して必要がないと認める場合を除き、記帳しなければならない。 この場合、物品出納簿の「受」とは購入、生産、管理換え、寄附等のように出納員の保管に属することをいい、「払い」とは物品の消耗、売却、贈与、給付、管理換え、亡失、き損、廃棄等のように出納員の保管を離れることをいう。(以下略) 3 備品出納簿については、物品調達システムに備品の受入れ又は払出しの事実を記録することにより、作成に代えることができるものとする。 4 備品出納簿(財務規則様式第39号その1の1及びその2)(前項に定める場合を除く。)及び生物類出納簿(規則様式第43号その1及びその2)の記載方法等は次のとおりとする。 (1) この帳簿は、毎年度継続して使用し、年度末に合計を付すること(移動のないとき又は重要物品は、合計を省略することができる。) (2) 金額欄に記入する金額は、次に掲げるところによること。 ア 購入の場合 購入価額 イ 譲受品、製作又は生産品の場合 その事実の発生したときの評価額(以下略)</p> <p>【会計事務ポータルサイトFAQ】 (寄附により受け入れた備品の台帳価格について) Q 物品を受け入れる場合、備品台帳への記載価格はどのようにいでしょうか。 A 備品出納簿に記載する金額は「譲受品、製作又は生産品の場合はその事実の発生したときの評価額」となっています。 [財務規則の運用第80条関係第4項第2号] 記載する金額は、受入物品の購入価格(寄附申込者が購入した価格)又はメーカーの現在価格証明額となります。</p>	<p>検出事項について、備品出納簿の登録内容を修正した。今後は、大阪府財務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>
正	誤	品種	品目 商品名	受払日	数量														
286,000円 (内消費税額 26,000円)	260,000円	家具什器類	その他器具類 スタンドセット	令和3年2月26日	1														

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年10月29日)